

JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)改正説明会 質問一覧

No.	質問内容	回答
1	⑤A5308の認証動向等のP15で回収水(上澄み水)スラッジ濃度1%未満とする場合との説明だがスラッジ濃度1%未満でなくスラッジ固形分率1%未満の間違いでないか?	JIS登録認証機関協議会に確認しました。同協議会資料のご指摘箇所「スラッジ濃度1%未満」は、「スラッジ固形分率1%未満」の誤りとのことです。
2	資料「レディーミクストコンクリート:2026年3月改正(追補)の要点」P11の改正内容においては、「スラッジ固形分率1%未満のスラッジ水を上澄み水の定義に含めた」と記載されています。 一方、資料「JISマーク認証の実例 今後の対応など」P15の「4. JIS認証の観点での留意事項」においては、回収水(上澄み水)のスラッジ濃度を1%未満とする場合、「スラッジ濃度1%未満であることの管理は必要です」とされています。 これらは実質的に同一の指標を指しているものと存じますが、記載表現を使い分けられている意図がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	No.1と同じ
3	スラッジ水の使用について、スラッジ固形分率が1%未満で使用する場合は「上澄み水」として扱ってよいとのことですが、JIS A 5308附属書JCで規定される水の品質試験は従来通り「スラッジ水」で試験をすることでよろしいでしょうか。 同様にスラッジ固形分率を1%未満で使用する場合には、配合計画書に記載する「水の種類」の欄も「スラッジ水」と記載し、「目標スラッジ固形分率」の欄も1%未満と記載することでよろしいでしょうか。	今回の改正は、JIS Q1011に影響しない範囲に限定しており、上澄み水そのものの定義は変更していません。そのため、管理は従来どおりとし、附属書JCの試験はスラッジ水として実施してください。 また、スラッジ固形分率1%未満で管理するスラッジ水を上澄み水として取り扱う場合は、配合計画書の「水の種類」の欄は「回収水(上澄み水)」、「目標スラッジ固形分率」の欄は空欄、「スラッジ水の使用方法」の欄も空欄とします。
4	高炉セメントA種相当の配合計画書の作成依頼を受けた場合、「生産者から使用者側に、特許権などの侵害の可能性があることを伝えること」とされています。生コン生産者の立場にある私では、どのような場合に特許権へ抵触するのか、理解が追いついていません。使用者側から、この点の問合わせを受けた場合、施工過程の中でどのような場合が特許権に抵触するのか、お教えいただけませんか?	特許第6812310号「高炉セメントA種相当のコンクリートの製造方法、コンクリート構造物、及びコンクリート構造物の製造方法」には、JIS A5308の適用範囲に含まれない項目(構造物、およびその施工方法)が含まれます。普通ポルトランドセメントと高炉セメントB種の組合せによる高炉セメントA種相当のコンクリートを施工すること、出来上がった構造物がその対象になると考えられます。 特許権等の詳細については、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営している特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で確認できます。
5	セメント関連規格で、JIS R 5210ポルトランドセメントの強熱減量の規定値が削除されるが、フレッシュコンクリートの性状には大きく左右される項目と考えている。半製品である生コンの規格では、セメントの風化の指標との考えでは異なるので如何なものかと思う。	JIS A5308以外は、お答えできません。 他の規格については、JISC(日本産業標準調査会)のお問い合わせページ(https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrInquiry?show)からお問い合わせください。
6	第25回土木技術専門委員会議事録p6、⑨A5308 レディーミクストコンクリート【主な質疑応答】のスラッジ水についての応答において、「スラッジ固形分率1%未満の使い方も、メノウスループを表示する場合は「回収水(スラッジ水)」となる。上澄み水とメノウスループを表示せずに上澄み水として扱う場合は「回収水(上澄み水)」と表記する形になる。」とされていますが、これは目標スラッジ固形分率1%未満で管理するスラッジ水を上澄み水として取り扱う場合に、メノウスループRW1の表示はできないということでしょうか?	メノウスループを表示する趣旨を踏まえれば、スラッジ固形分率1%未満のスラッジ水は上澄み水として取り扱わず、RW2(1.0%未満)と表示することが適切と考えます。
7	改正案8.3「目標固形分率1%未満で管理するスラッジ水は上澄み水として取り扱ってよい。」とされる上澄み水は、附属書JCに適合するものとしての上澄み水として扱ってよい。と解釈して良いですか? 改正案8.3「回収水(3.5)の品質に適合することが確認された安定化スラッジ水、は上澄み水として取り扱ってよい。」とされる上澄み水は、附属書JCに適合するものとしての上澄み水として扱ってよい。と解釈して良いですか?	附属書JCは見直していませんので、安定剤の使用の有無にかかわらず固形分率が1%未満のスラッジ水は、従来どおりスラッジ水としての管理が要求されます。 したがって、スラッジ水とは別に上澄み水を使用する場合には、上澄み水としての試験も必要となります。
8	上澄み水(スラッジ水を用いない)は、どのように上澄み水と判断するのですか?	JIS A5308 3.7上澄み水の定義にあるとおり、スラッジ水からスラッジ固形分を沈降、脱水処理、その他の方法で取り除いた水を指します。
9	9.6 回収した骨材の取り扱い f)の変更について ただし、12.2のc)に規定するメノウスループを表示する場合は、表9(計画書)の回収骨材の使用方法的欄に「A方法」と記入することとし、表10(納入書)の回収骨材置換率の欄には「5%以下」と記入する。 とされていますが、メノウスループ非表示の場合には、新骨材として「扱わない」ことができないのでしょうか?(メノウスループ非表示とした場合にA方法と記入することを禁じているのでしょうか?)	JIS A5308 9.6f)における「通常、新骨材として扱う」は、解説表4に示したように配合計画書及び納入書への記入を省略可能にしたものです。購入者との協議により、メノウスループを表示せず回収骨材として扱う場合は、配合計画書の回収骨材置換率の欄に「A方法」と記入することも可能であり、その場合、納入書の回収骨材置換率の欄は使用状況に応じて「5%以下」または空欄とします。
10	9.6 回収した骨材の取り扱い f)の変更について 一定の割合で新骨材に添加することで、通常、骨材全体を新骨材として取り扱う。とされていますが、「通常」とは何ですか? 規定文に曖昧な文言は使用しないほうが良いのではないのでしょうか。	同上
11	8.3 水は、附属書JC及び附属書JEに適合するものを用いる。ただし、スラッジ水は、高強度コンクリートには適用しない。 なお、安定剤(3.11)の構成成分を指標にした管理方法5)が整備され、回収水(3.5)の品質に適合することが確認された安定化スラッジ水、及び目標固形分率1%未満で管理するスラッジ水は、上澄み水として取り扱ってよい。 ただし、安定化スラッジ水は、高強度コンクリートに適用しない。 について、スラッジ水であっても「目標固形分率1%未満で管理するスラッジ水」は、(JISA5308規定での)高強度コンクリートに適用できると判断して良いのでしょうか。	スラッジ固形分率1%未満で管理するスラッジ水を上澄み水として取り扱う場合は、安定剤を使用しないA方法であれば高強度コンクリートに適用可能です。 なお、建築用途では建設省告示1446号が改正されるまでは建築材料として適合しないことを申し添えます。
12	安定化スラッジ水を上澄み水として扱う場合の表記方法について 第25回土木技術専門委員会 議事録において、「スラッジ固形分率1%未満のスラッジ水を、上澄み水として扱う場合は上澄み水としての扱いになるので、「回収水(上澄み水)」として表記し、目標スラッジ固形分率とスラッジ水の使用方法の欄には何もしない記入しないことになるところを記載した。」と記載されています。 「安定剤(3.11)の構成成分を指標にした管理方法が整備され、回収水(3.5)の品質に適合することが確認された安定化スラッジ水」を上澄み水として扱う場合も、同様に何も記入しないのでよいのでしょうか? あるいは水の種類には「回収水(上澄み水)」と表記し、目標スラッジ固形分率の欄には「3%以下」又は「6%以下」、スラッジ水の使用方法の欄には「B方法」と記入するのでしょうか?	安定化スラッジ水を上澄み水として取り扱う場合の配合計画書への表記方法ですが、安定剤を使用しない場合と同様、目標スラッジ固形分率とスラッジ水の使用方法の欄には何も記入しません。 ただし、安定化スラッジ水は、高濃度で使用する事が前提にありますので、上澄み水として使用する可能性は低いと考えられます。
13	スラッジ固形分率1%未満で、上澄み水として取り扱う場合は高強度コンクリートに適用できるが、管理方法が整備され、品質が確認された安定化スラッジ水を上澄み水として取り扱う場合であっても高強度コンクリートには適用できない。ですか?	安定化スラッジ水は、高強度コンクリートに使用した十分な知見が得られていないことから、固形分率1%未満であっても「適用しない」と規定しました。
14	回収骨材をB方法で、仮に15%で使用する場合、途中で0%となった場合の納入書記載について、「単位量」や「回収骨材置換率」の欄は都度実態にあわせた変更が必要ですか。	回収骨材のB方法は、個別に計量して使用する方法であり、実態に合わせた変更が必要と考えます。